旅費の精算事務の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 布施北高等学校 | 旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、未精算のものが２件あった。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 職員 | 出張先 | 出張期間 | 旅費支給額 | 旅費支給日 | | Ａ | 鹿児島県及び  宮崎県 | 令和４年10月４日  から同月５日まで | （注）  780円 | 令和４年12月６日 | | Ｂ | 鹿児島県及び  宮崎県 | 令和４年10月４日  から同月５日まで | （注）  780円 | 令和４年12月６日 |   （注）旅費支給額は自宅から新大阪駅までの往復交通費  新大阪駅から目的地までの往復の旅費（宿泊料を含む。）は別途支出 | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底し、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。  【地方自治法施行令】  （概算払）  第162条　次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。  一 旅費  【大阪府財務規則】  （概算払の精算）  第47条　支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。 |

　　監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和５年10月26日）